

警備員駆けつけ 利用規程

第1条（警備員駆けつけ）

全日警は、この警備員駆けつけ利用規程（以下「本規程」といいます）を定め、本規程に基づき警備員駆けつけを提供します。

第2条（定義）

本規程において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

警備員駆けつけ	第5条第1項に定めるサービス。ただし、名称が変更された場合は、当該名称変更後のサービス
警備員駆けつけ契約	本規程に基づき全日警とご契約者の間で締結する警備員駆けつけの利用契約
ご契約者	全日警と警備員駆けつけ契約を締結している方
くらし見守りサービス	東京ガス株式会社が提供する家庭向けサービス。ただし、名称が変更された場合は、当該名称変更後のサービス
くらし見守りサービス契約	ご契約者と東京ガス株式会社の間で締結するくらし見守りサービスの利用契約
くらし見守りサービスアプリ	くらし見守りサービス利用のために東京ガス株式会社が提供しているスマートフォン用のアプリケーション
契約対象物件	くらし見守りサービスの提供先、かつ警備員駆けつけお申し込み時に警備員駆けつけの対象物件としてご契約者が指定された物件
ご利用者	くらし見守りサービス提供先、かつ警備員駆けつけお申し込み時に警備員駆けつけの利用対象者としてご契約者が指定された者
要請者	ご契約者またはご利用者であって、第5条第1項に定める要請を行った者
対処員	第5条第1項に定めるサービスを遂行する全日警の警備員

第3条（警備員駆けつけの利用契約お申し込み方法）

警備員駆けつけの利用契約のお申し込みは、全日警指定の方法で行っていただきます。

第4条（警備員駆けつけの利用契約お申し込みの承諾）

1. 全日警は、前条に基づき、警備員駆けつけの利用契約のお申し込みがあったときは、警備員駆けつけ契約の締結可否に関する審査を行い、警備員駆けつけ契約を承諾する場合には、お申し込み時に登録されたご契約者あてに全日警から電子メールその他手段により警備員駆けつけの利用開始の通知をもって警備員駆けつけ契約が成立します。
2. 全日警は、警備員駆けつけのお申し込みが以下の項目に該当する場合は、そのお申し込みを承諾しません。全日警は、お申し込みを承諾しなかったことによる責任は負わず、またその理由について一切

開示しません。

- (1) お申し込み者が実在しないとき
- (2) 暮らし見守りサービス契約の契約者と警備員駆けつけ契約のお申し込み者が別人のとき
- (3) お申し込み内容に虚偽または重大な不備があったとき
- (4) お申し込み者が警備員駆けつけまたは全日警が提供するサービスに関し、過去に代金のお支払を遅延し、もしくは不正に免れようとしたことがある場合、または契約を解除されたことがある場合
- (5) 契約対象物件が全日警のサービス提供エリア外であるとき
- (6) お申し込み者またはご利用者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員等をいいます）に該当するとき、またはそのおそれがある場合
- (7) その他、全日警の業務の遂行上支障があるとき、その他不相当と判断する相当の理由がある場合

第5条（警備員駆けつけの内容）

1. 要請者は、暮らし見守りサービスの情報に基づき、全日警の出動が必要と判断した場合は、次項の全日警の指定する方法を用いて出動の要請を行っていただきます。全日警は、要請内容に応じて、以下の各号の何れかまたは全部を24時間体制で行います。
 - (1) ご契約者のご不在時に、契約対象物件及び周辺の状況を確認し、その結果を要請者に通知します。ただし、契約対象物件の確認は外部からの確認に限ります。また、契約対象物件の立地上、可能と判断する場合は玄関ドアの施錠状態を確認します。
 - (2) 要請者が指定するご利用者と、契約対象物件の近辺で合流し、契約対象物件の玄関まで同行し、立ち会います。
2. 全日警への出動の要請は、全日警センターへ電話連絡を行っていただきます。その際、全日警は、要請者の要件を満たしているか権限の確認を行い、全日警が要請者の権限があると認めた場合に警備員駆けつけを実施します。要請者の権限の確認が取れない、または要請内容が暮らし見守りサービスの情報に基づかない要請については、警備員駆けつけはご利用できません。
3. 全日警は、1項（1）号のサービスを実施する場合における契約対象物件への到着時間は要請を受け付けてから概ね60分以内を目標とします。これを超過するときは、要請者へその旨を連絡します。
4. 全日警は、1項（2）号のサービスを実施する場合における合流場所と時間を指定して要請者に通知し、指定した以降も全日警がいつでも変更することができます。
5. 全日警は、第1項各号の何れかまたは全部のサービス実施において、契約対象物件の鍵のお預り、及び契約対象物件への入室は致しません。
6. 全日警は、第1項各号の何れかまたは全部のサービスを実施したときは、結果報告を要請者に行うとともに、対処報告書を作成し、ご利用者が現地にいる場合は、その者への提出、ご利用者が不在の場合は、メールボックスへの投函を行います。本行為をもって警備員駆けつけの実施は完了します。
7. 以下の何れかに該当する場合には、全日警は警備員駆けつけの遂行を中止することができ、警備員駆けつけの実施は完了となります。
 - (1) 対処員が要請に基づく出動を開始した時点以降において要請者から警備員駆けつけの中止の

連絡を受けた場合

- (2) 対処員が要請に基づく出動を開始した時点以降において第2項その他警備員駆けつけ契約に違反する要請であることが判明した場合
 - (3) 第1項(2)号のサービスを実施する場合において対処員が合流場所に到着後、合流時間から20分を経過してもご利用者が合流場所に到着しない場合
8. 全日警は、契約対象物件内の盗難等やご利用者に対する危害発生のおそれ、または発生時は事態に即した必要な措置を行います。110番、119番通報は、全日警からの通知を受けて要請者で必要性を判断し、要請者にて行っていただきます。ただし、全日警は、警備員駆けつけの遂行中または完了（要請者に連絡が取れないときに限ります）後において、110番、119番通報を行う必要があると全日警が判断した場合に110番、119番通報を行うことがあります。その場合において、通報を行ったこと、または通報を行わなかったことにつき、全日警は一切の責任を負いません。
9. その他、次の事項について要請者は同意するものとします。
- (1) 対処員の契約対象物件への滞在時間は、原則、30分を限度とします。
 - (2) 全日警は、あくまでも要請者からの要請に基づき警備員駆けつけを実施するものであり、くらし見守りサービスの情報に対する判断、その判断に基づく警備員駆けつけ要請の要否は要請者自身で判断していただきます。

第6条（警備員駆けつけの利用料金）

1. ご契約者は、くらし見守りサービスのウェブサイトに記載する契約料金情報に基づき、利用料金を、東京ガスが指定するお支払方法により、全日警にお支払いいただきます。
2. 第5条7項に基づき、警備員駆けつけの遂行を中止した場合であっても、出動とみなし、警備員駆けつけの出動料金が発生します。
3. ご契約者が警備員駆けつけの利用料金のお支払いを遅滞した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を全日警にお支払いいただきます。
4. 警備員駆けつけの提供条件の変更、著しい経済事情の変動等により警備員駆けつけの利用料金の変更が必要となったときは、全日警は合理的範囲内で警備員駆けつけの利用料金を変更することができます。全日警は、警備員駆けつけの利用料金の変更を行う場合は、30日以上予告期間をおいて、変更後の内容を全日警のウェブサイトへ掲載する方法その他方法によりご契約者に通知します。

第7条（契約期間）

1. ご契約期間は、全日警が警備員駆けつけの利用開始の通知を行った日から起算して1年間とします。
2. ご契約者から、ご契約期間満了の1ヶ月前までに全日警に対し、終了の申し出がないときは、警備員駆けつけ契約は1年間自動的に更新され、その後も同様とします。

第8条（くらし見守りサービス契約の終了）

くらし見守りサービス契約が理由を問わず終了したときは、自動的にこの警備員駆けつけ契約は終了します。

第9条（契約の解約）

1. ご契約者は、警備員駆けつけ契約を解約しようとするときは、全日警が指定する方法で手続きを行うものとします。
2. 全日警は、ご契約者またはご利用者が次の何れかに該当するときは、直ちに警備員駆けつけ契約を解約することができます。
 - (1) 第4条2項各号の規程の何れかに該当することが判明したとき
 - (2) 第14条に定める行為があったとき
 - (3) 利用料金のお支払い期限経過後、催促したにもかかわらず所定の料金のお支払いがなされないとき
 - (4) 著しく頻繁に警備員駆けつけを利用する、警備員駆けつけに内容を超えた業務提供行為の要請があるなど、全日警が、継続的な警備員駆けつけの提供が困難であると判断したとき
3. 全日警は、全日警の判断により警備員駆けつけの全部または一部の提供を終了することができます。この場合、全日警は緊急の場合を除き、ご契約者に対し、全日警が適当と判断する方法によりその旨を事前に公表または通知します。

第10条（警備員駆けつけ提供の一時停止）

「警備員駆けつけ利用規程」に基づくお支払いが履行されない場合、または全日警の責に帰すべき事由によらないで、全日警が警備員駆けつけを提供することができなくなった場合（設備のメンテナンス、停電等を含む）は、その状態がやむまでの間、全日警はご契約者へ通知することなく即時に警備員駆けつけの提供を停止します。この場合、全日警は警備員駆けつけの提供についての義務を一切免れます。

第11条（責任の対象外）

1. 暮らし見守りサービス（暮らし見守りサービスアプリ及び暮らし見守りサービスのウェブサイトを含みます。以下本条において同じです）は、東京ガスによって提供されるものであり、全日警はその性能、内容、継続性について何ら保証はしません。また、ご契約者が全日警への要請その他の連絡に使用する通信機器および通信回線は、ご契約者自身の責任と費用において、確保、維持されるものとし、全日警は一切の責任を負いません。暮らし見守りサービス、及び通信手段の全部または一部について不具合、提供の中止、停止等によってご契約者が警備員駆けつけを利用できない場合であっても、全日警はその責任を負いません。
2. 第5条（警備員駆けつけの内容）は、警備員駆けつけ契約に基づき全日警が提供する警備員駆けつけの内容をすべて規定したものであり、全日警は、警備員駆けつけの内容を超えたサービスの提供は行わず、また、全日警がご契約者およびご利用者の要求により実施した特別、または追加サービスの提供その他警備員駆けつけの内容を超えたサービスの提供から生じた損害については、全日警に故意または重過失がない限りその損害を賠償しません。
3. 全日警は、第三者により警備員駆けつけの不正使用等に起因して、ご契約者、ご利用者または第三者が被った損害に対し、その損害を賠償しません。

第12条（損害賠償）

1. 全日警は、警備員駆けつけの提供に際し、全日警の責めに帰すべき事由によってご契約者に損害が生じた場合に限り、その損害を賠償します。
2. 前項の場合において、全日警の賠償責任は100万円を上限とします。ただし、全日警に故意または重過失がある場合を除きます。
3. 全日警は、この規程の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、ご契約者の責任とされている事項については、一切の責任を負いません。

第13条（不可抗力）

全日警は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他不可抗力によって警備員駆けつけの実施が妨げられた場合には、「警備員駆けつけ利用規程」、「警備員駆けつけ重要事項説明」その他一切の規程にかかわらず、かかる不可抗力によってご契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第14条（禁止事項）

ご契約者及びご利用者は警備員駆けつけの利用にあたって以下の行為を行ってはならず、ご利用者が行った行為については、ご契約者が行った行為とみなします。

- （1） ご利用者または契約対象物件の状況及び安全を確認する以外の利用目的で警備員駆けつけを利用する行為。全日警及びその他の第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- （2） 第三者の人権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- （3） 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- （4） 犯罪的行為、不法行為、またはそのおそれのある行為
- （5） 警備員駆けつけの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- （6） 本規程、「警備員駆けつけ重要事項説明」に定める場合を除き、第三者に警備員駆けつけを利用させ、または全日警の事前の同意なしに契約上の権利義務を第三者に譲渡する行為
- （7） 法令に違反する、または違反するおそれのある行為
- （8） 有償と無償の別にかかわらず、第三者に対して警備員駆けつけを利用させることなど、警備員駆けつけを事業として利用する行為
- （9） その他、全日警が不適切と判断する行為

第15条（再委託に関する事項）

この警備員駆けつけは全日警が直接行います。下請け等に再委託する場合には事前にご同意をいただきます。

第16条（規程の変更）

全日警は、本規程、及び「警備員駆けつけ重要事項説明」を変更することがあります。この場合には、警備員駆けつけの提供条件は変更後の規程によります。全日警は、この規程の変更を行う場合は、30日以上予告期間をおいて、変更後の規程の内容を、全日警及び東京ガスのホームページ等で掲載する方

法その他方法によりご契約者に通知します。ただし、変更が軽微でご契約者に特に不利益にならないと全日警が判断した場合は除きます。ご契約者が変更後の規程に同意できないときは、当該予告期間中に全日警に通知することによって、警備員駆けつけ契約を解約することができます。

第17条（ご契約者の情報）

全日警はご契約者よりご提供頂きました個人情報について、個人情報保護法などの法令、国が定める指針、その他規範を遵守し取り扱うものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. ご契約者及び全日警は、自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、かつ将来にわたり該当しないことを表明するものとします。

また、ご契約者及び全日警は、相手方が次の各号のいずれかに該当する事が判明した場合には、何らの催告を要せず、契約を解約することができるものとします。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. ご契約者及び全日警は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、契約を解約することができるものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
 3. 全日警は、再委託先の取扱いについて次のとおりとします。
 - ① 再委託先（再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含むものとします。以下同じ）が第1項に該当しないこと、かつ将来にわたり第1項及び第2項に該当しないことを確約するものとします。
 - ② 再委託先が第1項及び第2項に該当することが再委託先との契約締結後に判明した場合には、ただちに再委託先との契約を解約、または再委託先との契約を解約するための措置を執らなければならないものとします。

- ③ 全日警または再委託先が、反社会的勢力から不当要求または業務妨害の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、再委託先をしてこれを拒否させるとともに不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実をご契約者に報告し、捜査機関への通報に必要な協力を行なうものとします。
 - ④ 全日警が前各号の規程に違反した場合、ご契約者は何らの催告を要せずに、契約を解約することができるものとします。
4. 本条に基づいて契約が解約された場合、帰責事由の存する当事者は、契約の解約により相手方が被った損害を賠償するものとし、相手方に対し一切の損害の賠償を請求しないものとします。

第19条（準拠法、管轄裁判所）

- 1. 本規程の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2. ご契約者と全日警との間での論議・訴訟その他一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2019年12月9日 施行

2020年9月28日 改訂